

議案第176号

株式の売払いについて

次のとおり、株式を売り払う。

- 1 銘 柄 大阪港木材倉庫株式会社
- 2 株 数 20,000株
- 3 契約の相手方 大阪市住之江区南港東1丁目2番20号
株式会社 関西木材市場
- 4 契約金額 1,050,000,000円

令和2年9月11日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

本市所有株式を売り払うため、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例第1号の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの
- (2) 省 略